

うきは市告示第11号

令和7年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

令和7年2月19日

うきは市長 権藤 英樹

記

1 期 日 令和7年2月28日（金）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

高木亜希子君

高松 幸茂君

樋口 隆三君

組坂 公明君

佐藤 裕宣君

野鶴 修君

竹永 茂美君

岩淵 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

伊藤 善康君

熊懷 和明君

江藤 芳光君

○3月3日に応招した議員

○3月4日に応招した議員

○3月5日に応招した議員

○3月21日に応招した議員

○応招しなかった議員

令和7年 第1回（定例）うきは市議会会議録（第1日）

令和7年2月28日（金曜日）

議事日程（第1号）

令和7年2月28日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第43号まで43件）
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について）
- 日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第8号））
- 日程第10 議案第4号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第11 議案第5号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第12 議案第6号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）
- 日程第13 予算特別委員会の設置について
- 日程第14 予算特別委員会への議案審査付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（議案第1号から議案第43号まで43件）
- 日程第5 市長の施政方針について
- 日程第6 市長の提案理由説明
- 日程第7 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市少人数指導特別教員

の給与等に関する条例の一部改正について)

日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて(令和6年度うきは市一般会計補正予算(第8号))

日程第10 議案第4号 令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算(第4号)

日程第11 議案第5号 令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第4号)

日程第12 議案第6号 令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算(第4号)

日程第13 予算特別委員会の設置について

日程第14 予算特別委員会への議案審査付託

出席議員(13名)

2番 高木亜希子君	3番 高松 幸茂君
4番 樋口 隆三君	5番 組坂 公明君
6番 佐藤 裕宣君	7番 野鶴 修君
8番 竹永 茂美君	9番 岩淵 和明君
10番 中野 義信君	11番 佐藤 湛陽君
12番 伊藤 善康君	13番 熊懷 和明君
14番 江藤 芳光君	

欠席議員(なし)

欠 員(1名)

事務局出席職員職氏名

局 長 浦 聖子君	記録係長 宮崎 恵君
記録係 上村 貴志君	

説明のため出席した者の職氏名

市長	榎藤 英樹君	副市長	重松 邦英君
教育長	樋口 則之君	市長公室長	吉松 浩君
総務課長	石井 太君	監査委員事務局長	柳原由美子君
会計管理者	佐藤史津子君	市民協働推進課長	江藤 良隆君
企画財政課長	高瀬 将嗣君	税務課長	大石 恵二君

市民生活課長兼人権・同和对策室長	山崎 穰君
保健課長	末次ヒトミ君
福祉事務所長	佐藤 重信君
建設課長	雨郡 智也君
都市計画準備課長	辻 宏和君
水環境課長	瀧内 宏治君
うきはブランド推進課長	手島 直樹君
農林振興課長兼農業委員会事務局長	高山 靖生君
浮羽市民課長兼男女共同参画推進室長	木下 英樹君
学校教育課長	岡村 順子君
生涯学習課長	石井 孝幸君
自動車学校長	松竹 信彦君
総務法制係長	高良 靖之君
財政係長	大中健太郎君

午前 9 時 00 分開会

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。着席。

○議長（江藤 芳光君） それでは、改めまして皆さんおはようございます。

ただいまから令和 7 年第 1 回うきは市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（江藤 芳光君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に 2 番、高木亜希子議員、3 番、高松幸茂議員を指名いたします。

日程第 2. 会期の決定

○議長（江藤 芳光君） 日程第 2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日 2 月 28 日から 3 月 21 日までの 22 日間としたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は、本日 2 月 28 日から 3 月 21 日までの 22 日間と決定いたしました。

日程第 3. 諸報告

○議長（江藤 芳光君） 日程第 3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をいたします。

お手元に配付しております諸般の報告文書を御覧いただきたいと思います。

1 2 月 2 4 日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されております。

以下、各会議等が開催されていますので報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しておりますので、御覧いただきたいと思います。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がございましたら、これを許します。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） おはようございます。議員の皆様には常日頃より市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼申し上げます。

本 3 月定例会は、新年度当初予算をはじめ、条例の制定や改正などに関して御審議をお願いするわけでございますが、昨年 1 2 月定例会報告以降、本日までの主立った事業等の報告につきましては、お手元の資料の提示にて代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第 4. 議案上程

○議長（江藤 芳光君） 日程第 4、議案の上程を行います。

議案第 1 号から議案第 4 3 号まで 4 3 件を上程いたします。

日程第 5. 市長の施政方針について

○議長（江藤 芳光君） 日程第 5、市長の施政方針について、市長より説明がございますので、これを受けることにいたします。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 本日、令和 7 年第 1 回うきは市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも御多忙中にもかかわらず御参集賜り、厚くお礼申し上げます。

3 月定例会の開会に当たり、新年度の市政運営に臨む私の基本的な考えを申し述べ、議員の皆様をはじめとする市民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

令和 7 年度の市政運営に当たりましては、大きく 5 点掲げさせていただきます。1 点目は、子育て支援や教育の充実などを通じた「こどもまんなか」政策の推進でございます。2 点目は、高齢者福祉の充実や高齢者の外出機会の創出による「いきいきシニアライフ」の形成でございます。3 点目は、これからの時代にふさわしい各産業の新たな取組の推進でございます。4 点目は、既成概念にとらわれない新たな発想や取組、また、その連携の醸成でございます。5 点目は、デジ

タル化のさらなる推進による市役所改革と行政サービスの向上でございます。この5つの柱を基軸として、様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

これらの取組の説明に先立ち、まずは財源となります令和7年度当初予算について概要を御説明させていただきます。

令和7年度におきましては、物価高騰の影響を受け、各種経費の増額が見込まれます。さらに人件費につきましても上昇傾向にあり、地方公務員の賃金においても、国の基準に従って若年層の職員を中心に増額改定を実施したところでございます。

また、旧吉井町と旧浮羽町が平成の大合併によりうきは市となって以来活用してまいりました合併特例事業債が、本年度、令和6年度をもって終了することに伴い、これに代わる財源の確保も課題となってまいります。

このような状況を踏まえた新年度の当初予算編成の結果、令和7年度の一般会計予算総額は182億1,500万円となり、令和6年度の当初予算と比較すると18億8,600万円、率にしますと11.6%の増額計上といたしております。ただし、令和6年度の当初予算は市長選挙を控えた骨格予算編成でありましたため、市長就任後に肉づけをされた9月補正予算と比較いたしますと3,162万8,000円、率にしますと0.2%の減額の計上となっております。物価や賃金の上昇が続く中で、今取り組むべき事業と先々取り組まなければならない事業等を一つ一つしっかりと精査しながら、令和7年度の予算編成に当たったところでございます。新年度予算の詳細につきましては、この会期中に開催されます予算特別委員会の中で各課から説明させていただきますので、その中で十分な御審議を賜りたいと存じます。

それでは、前段で申し上げました重点施策の5つの柱について御説明を申し上げます。

まず1点目は、子育て支援や教育の充実などを通した「こどもまんなか」政策の推進でございます。

昨年7月の市長就任以来、「うきはっこみらいサポート」と称し、本市独自の様々な子育て支援施策を行ってまいりました。新年度は市議会の厚生文教常任委員会からも政策提言をいただいております、高校生世代までの子ども医療費の完全無償化をいよいよこの4月より実施いたします。従前より子ども医療費の無償化については、前市長と議員の皆さんとの間で様々な議論が行われてまいりましたが、国や県、周辺自治体の情勢を注視する中で、恒久的な財源の確保の課題もあり、実施に踏み出せない状況にございました。このような経過を踏まえ、昨年、市長就任以来、財政担当との協議を重ね、自主財源を確保した上で、本年度の補正予算でシステム改修等に係る経費を市議会にて御可決いただき、新年度からのスタートにこぎ着けたところでございます。制度運用開始後は子育て支援策の中核となるこの取組の進捗を見守るとともに、現場の意見等を踏まえながら、必要に応じた見直し等も適宜行ってまいります。

そのほか、本年度の子育て支援施策につきましては、出産から子育て期のママに対する様々なサポートのさらなる充実や、本市に現在はありませんが、病児・病後児保育、また、休日預かり保育などの充実による保育サービスの充実、そういったことが本市に導入できないか、そのような検討を行ってまいります。こうしたことがしっかり取り組めるかどうか、随時判断しながら取組を進めてまいりたいと考えております。

教育の充実につきましては、新年度はこれまで先駆的に本市で取組が進められているGIGAスクール構想で、市内の小中学校の児童生徒全員に貸与しておりますタブレット端末、このタブレット端末の更新を進め、子供たちに合った最適化された創造性を育むよりよい教育環境を構築し、次世代で活躍できる人材の育成を目指してまいります。

あわせて、新年度の大きな取組であります老朽化する浮羽中学校と少子化が進む浮羽町域の小学校の今後の在り方については、本年度より設置しております検討委員会が次年度中にまとめる答申に基づき、市としての方針を決定し、令和8年度の基本計画策定、基本設計作成を目指し、スピード感を持ちつつ、地域や現場の声をしっかり生かして取組を進めてまいりたいと考えております。

また、本年度、様々な現場を訪ねて伺った子供たちや保護者、学校現場の声を生かし、新年度は会計年度任用の部活動指導員の導入や御幸小学校スクールバスへの中学生の混乗など、現場のニーズに応える新たな取組を積極的に進めてまいります。

次に、高齢者福祉の充実と高齢者の外出機会の創出によるいきいきシニアライフの形成でございます。

本市の様々な高齢者福祉サービスは、福岡県内でも取組先進地として評価されているところでございます。新年度もそうした高齢者福祉サービスを切れ目なく提供できるように、うきは市社会福祉協議会や各自治協議会などと連携を図りながら取組を進めてまいります。

一方、そうした取組を進める中で、担い手不足や担い手の高齢化、物価高騰に伴う運営経費の増加などにより、一つ一つの高齢者福祉サービスが持続困難になりつつあります。新年度においてはそうした事業を精査し、福祉分野にとらわれない、また、市役所内にとどまらない様々な手段を模索し、利用者の利便性を確保しつつ、業務効率を上げた様々な立場の人が支える真の意味での重層的支援体制、この構築を進めてまいりたいと考えております。

また、新年度は議員の皆さんや市民の皆さんの声も多かった高齢者の带状疱疹任意予防接種を国が制度化し、65歳の方を対象に定期接種が開始されます。あわせて、向こう5年間で現在65歳以上の方が1回は接種できるような時限措置が設けられます。本市ではこれまでの市議会や市民の皆さんの声を踏まえ、制度開始の新年度1年間に限りますが、国の時限措置にかかわらず、早期接種を希望する65歳以上の方が、国の定期接種と同じ条件で接種ができるように、本

市独自の助成を行っていきたいと考えております。

高齢者の外出機会の創出は、心身ともに健康で住み慣れた地域で生き生きと暮らしていく上で大変重要な要素だと考えております。そうした機会を増やすために、各自治協議会が取り組んでいただいている集いの場や通所型サービス、また、老人クラブや文化サークルが取り組んでいただいております様々な集いや講座を引き続き市として支援していくとともに、新年度は本年度策定されますうきは市地域公共交通計画に基づいたオンデマンド交通などの新たな公共交通網の整備を進め、高齢者が気軽に、そして安全に外出できる機会を創出してまいりたいと考えております。

オンデマンド交通や公共ライドシェア、これにつきましては、高齢者の生活交通にとどまらず、児童や生徒の通学や習い事の交通手段として、また、市域外へ通勤・通学する市民の交通結節点までの輸送手段として幅広い活用ができるように、制度や運用を工夫して取組を進めてまいりたいと考えております。

次に、これからの時代にふさわしい各産業の新たな取組の推進についてでございます。

本市の基幹産業である農林業や地域経済を支える商工業においては、少子化に伴う担い手不足やデジタル化への対応、また、高騰する物価や人件費への対応など多くの課題が山積しております。

農業においては、これまでの担い手育成の取組、こちらを検証し、事業継承や農業法人への就農など、短期間で独り立ちを強要しない若手人材の取り込み、これを新たに検討してまいりたいと考えております。

あわせて、デジタル技術の積極的な導入による生産性の向上や省人化を進める支援も行っていきたいと考えております。

また、米麦や果物など、これまで築かれたうきはブランドを活用しながら、生産者にとって適正な価格で流通されるように、J Aにじなどとも連携を図りながら取組を進めてまいりたいと考えております。

加えて、中山間地域では有害鳥獣による被害が増加いたしております。新年度は山麓山間部の各組織で取り組みいただく獣害対策、この諸費用への補助や駆除した個体の残渣処理に係る費用への補助、これらについて増額を行うとともに、山麓山間部の地域ごとに獣害対策の組織化と連携の推進、また、食肉加工されたジビエのブランド化、地域おこし協力隊の獣害対策プランナーの新設など、各種取組を総合的かつ戦略的に進め、捕獲量の増加や新たな担い手づくりを強力に進めてまいります。

林業においては、森林組合と連携を図りながら、市有林の適切な管理を進め、適齢期を迎えた森林の主伐や間伐、再生林を行うとともに、脱炭素先行地域の取組を考慮しつつ、J クレジット

の活用や総合的な市有林の今後の管理や整理を進めてまいります。

商工業におきましては、うきは市商工会と連携を図りながら、国や県の補助の活用や本市独自の上乗せ補助を行いながら、市内事業者の経営支援に取り組んでまいります。

あわせて、現在行われている新規開業支援の様々な施策に伴走し、開業後、持続可能な経営、こちらをサポートできるよう、何かしらの取組を検討していきたいと考えております。

本市を取り巻く環境や昨今の経済情勢から、本年度より事業が進んでおりますうきは西部工業用地造成にとどまらず、企業進出については、県内でも、また、全国的にも動きが活発化しております。本市で現在造成されている工業用地はございませんが、民間事業者などともしっかりと連携を図りながら、機を捉えて、企業誘致に伴う新たな産業や雇用の創出にも努めてまいりたいと考えております。

次に、既成概念にとらわれない新たな発想や取組、連携の醸成でございます。

市長就任から7か月が経過して、市役所の業務で感じているのが、過去の慣例や既成概念にとられ過ぎる傾向にあるということです。こうした風潮はともすると若手ややる気ある職員の新たな考えや意見を否定し、時代やトレンドに見合う取組が生まれることを阻みます。新年度はより闊達な議論や新たな発想を生み出すことを目的に、企画に特化した企画政策課を新設し、そうした議論や発想のプラットフォームとなることを目指します。

また、若手職員や有志の職員グループを対象とした政策提案コンテストを開催し、優秀な提案は次年度の市の施策に実装するとともに、業績評価や人事評価に大いに反映させる考えであります。

あわせて、これまで登用している地域活性化企業人に加え、地域プロジェクトマネージャーや地域力創造アドバイザーなど、国からの財政支援のある専門性を有した民間活力を大いに活用し、市役所内の新たな時代に合った職場風土の再構築を進めてまいります。

また、直近での九州大学共創学部との連携協定締結など、幅広い分野で連携を視野に、今後も産・官・学・金・労・言の各分野のステークホルダーとの連携協定の締結を進めてまいります。

最後に、デジタル化のさらなる推進による市役所改革と行政サービスの向上についてでございます。

新年度予算において行政システムの全国的なシステム標準化事業費が大きく計上されております。新年度は予算のみならず、この更新業務や取扱いの習熟に伴う全庁的な附帯業務の増加など、大きな負担を見込んでおります。職員の職場環境に注視しつつ、遅滞のない更新を進めてまいります。

また、市民への行政サービスの向上の取組として、昨年12月より運用を開始しました証明書等のコンビニ交付サービスにつきましては、4月より本年末まで発行手数料1件10円とし、交

付サービスのさらなる普及拡大を目指してまいりたいと考えております。

ほかにも、防災行政無線のアプリ導入や公式LINEの機能強化など、デジタル推進により既存の広報媒体に触れる機会の少ない幅広い世代の市民に対する情報発信にも努めてまいります。

以上、雑駁ではございますが、令和7年度における市政運営の方針や施策等の一端について述べさせていただきました。目まぐるしく変化する国際情勢や円安に端を発したエネルギーや食料品等の価格高騰などを背景に厳しい社会経済情勢が続きますが、本市における市民生活や社会経済活動への影響を最小限にとどめるために、県や国の動向や施策を注視しつつ、市としても様々な施策を講じてまいりたいと考えております。

議員の皆様をはじめ、市民の皆様の深い御理解と一層のお力添えをお願い申し上げ、私の施政方針とさせていただきます。

○議長（江藤 芳光君） 施政方針の説明が終わりました。

日程第6. 市長の提案理由説明

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第6、市長の提案理由の説明を求めます。権藤市長。

○市長（権藤 英樹君） 施政方針の後に、また少し長くなりますが、恐縮でございますが、今回の議会での提案理由について述べさせていただきたいと思っております。

本議会では、令和7年度一般会計及び特別会計当初予算並びに公営企業会計当初予算をはじめ、多くの議案等を御審議いただくこととなりますが、令和7年度の当初予算は、先ほどの施政方針の中でも申し上げましたように、うきは市の喫緊の課題に対応できるよう配慮し、予算を編成したところでもございます。新年度に向け、これまで取り組んできた地方創生や子育て関連事業に係る動きをさらに加速させ、市民の豊かなうきは暮らしのため、議員の皆様と一丸となって努めていく所存でございますので、引き続き、議員の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日提案しております議案は、条例案件23件、予算案件10件、その他の案件10件となっております。

まずは、議案第1号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正することについて専決処分をいたしましたので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第2号は、専決処分の承認を求めることについてでございます。

令和6年度うきは市一般会計補正予算（第8号）につきまして、物価高騰支援給付金事業に関する補正予算につきまして専決処分をいたしましたので報告し、議会の承認を求めるものでございます。

議案第3号は、令和6年度うきは市一般会計補正予算（第9号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3億3,048万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億3,006万9,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、11款1項地方交付税1億6,745万9,000円、18款1項寄附金4,150万円、22款1項市債7,580万円の増額補正と、15款1項国庫負担金1億5,353万5,000円、2項国庫補助金5,372万2,000円、16款1項県負担金2,073万2,000円、19款1項基金繰入金3億7,913万円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、3款1項社会福祉費7,855万7,000円、2項児童福祉費2億1,181万5,000円、4款1項保健衛生費3,470万8,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第4号は、令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,443万4,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、4款1項県補助金1億2,884万1,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、2款1項療養諸費1億800万円、2項高額療養費2,325万7,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第5号は、令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）でございます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,418万2,000円とするものでございます。

歳入は、1款1項後期高齢者医療保険料290万円の増額補正と、3款1項他会計繰入金1,130万1,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出は、2款1項後期高齢者医療広域連合納付金840万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第6号は、令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

収益的収入及び支出のうち収入では、1款2項営業外収益に2,000万円を追加し、8億5,589万2,000円とするものでございます。支出では、2款2項営業外費用に4,000万円を追加し、1億7,667万7,000円とするものでございます。並びに、資本的収入及び支出のうち収入では、3款2項他会計出資金から3,200万円を減額し、1億7,120万円、

3項補助金等から800万円を減額し、7億2,498万7,000円とするものでございます。

議案第7号は、令和7年度うきは市一般会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ182億1,500万円計上するものでございます。

収入の主なものは、1款市税の1項市民税11億8,984万6,000円、2項固定資産税14億6,578万9,000円、3項軽自動車税1億3,158万3,000円、4項市たばこ税2億1,593万6,000円、2款地方譲与税の1項地方揮発油譲与税4,000万円、2項自動車重量譲与税1億2,600万円、3項森林環境譲与税3,800万円、4款配当割交付金の1項配当割交付金1,500万円、5款株式等譲渡所得割交付金の1項株式等譲渡所得割交付金1,200万円、6款法人事業税交付金の1項法人事業税交付金5,168万3,000円、7款地方消費税交付金の1項地方消費税交付金7億1,600万円、8款ゴルフ場利用税交付金の1項ゴルフ場利用税交付金1,000万円、9款環境性能割交付金の1項環境性能割交付金2,830万円、10款地方特例交付金の1項地方特例交付金2,061万1,000円、11款地方交付税の1項地方交付税49億3,700万円、13款分担金及び負担金の1項分担金1,357万2,000円、2項負担金1億806万2,000円、14款使用料及び手数料の1項使用料1億197万8,000円、2項手数料4,391万3,000円、15款国庫支出金の1項国庫負担金21億5,358万3,000円、2項国庫補助金15億2,468万3,000円、3項国庫委託金1,876万8,000円、16款県支出金の1項県負担金7億2,487万円、2項県補助金5億6,517万5,000円、3項県委託金7,647万1,000円、17款財産収入の1項財産運用収入1億3,555万8,000円、2項財産売却収入2,900万3,000円、18款寄附金の1項寄附金5億2,001万円、19款繰入金の1項基金繰入金23億2,563万4,000円、20款繰越金の1項繰越金1億5,000万円、21款諸収入の5項雑入3億1,355万6,000円、22款市債の1項市債3億9,990万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、1款議会費では1項議会費1億2,724万1,000円、2款総務費では1項総務管理費38億1,067万3,000円、2項徴税費1億9,282万8,000円、3項戸籍住民基本台帳費1億2,579万8,000円、4項選挙費2,820万1,000円、5項統計調査費1,520万8,000円、6項監査委員費1,595万4,000円、3款民生費では1項社会福祉費34億1,513万4,000円、2項児童福祉費23億4,215万4,000円、3項生活保護等対策費9億884万6,000円、4款衛生費では1項保健衛生費4億9,434万4,000円、2項清掃費6億4,905万4,000円、6款農林水産業費では1項農業費5億9,924万円、2項林業費2億5,759万5,000円、7款商工費では1項商工費2億3,643万9,000円、8款土木費では1項

土木管理費 2 億 2 1 万 9, 0 0 0 円、2 項道路橋梁費 2 億 5, 4 6 7 万 5, 0 0 0 円、3 項河川費 2, 9 4 4 万円、4 項住宅費 1 億 6, 6 8 5 万 2, 0 0 0 円、5 項下水道事業費 8 億 1, 3 0 0 万円、9 款消防費では 1 項消防費 5 億 6, 6 3 7 万円、1 0 款教育費では 1 項教育総務費 1 億 5, 3 5 8 万 7, 0 0 0 円、2 項小学校費 5 億 9, 0 9 0 万 3, 0 0 0 円、3 項中学校費 2 億 3, 5 1 0 万 9, 0 0 0 円、4 項社会教育費 4 億 5, 1 7 1 万 7, 0 0 0 円、5 項保健体育費 1 億 6 7 5 万円、1 1 款災害復旧費では 1 項農林水産業施設災害復旧費 1, 7 5 1 万円、2 項公共土木施設災害復旧費 1, 8 0 2 万 9, 0 0 0 円、1 2 款公債費では 1 項公債費 1 3 億 4, 2 3 2 万 3, 0 0 0 円、1 3 款予備費では 1 項予備費 4, 0 0 0 万円を計上いたしております。

続きまして、議案第 8 号令和 7 年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 6 億 5, 6 2 3 万 6, 0 0 0 円計上するものでございます。

歳入の主なものは、1 款国民健康保険税の 1 項国民健康保険税 6 億 5, 5 8 3 万 5, 0 0 0 円、4 款県支出金の 1 項県補助金 2 6 億 7 8 3 万 1, 0 0 0 円、5 款繰入金の 1 項他会計繰入金 3 億 5 4 2 万 6, 0 0 0 円、2 項基金繰入金 8, 6 0 0 万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、1 款総務費では 1 項総務管理費 5, 7 4 6 万 9, 0 0 0 円、2 款保険給付費では 1 項療養諸費 2 1 億 6, 5 2 3 万 6, 0 0 0 円、2 項高額療養費 4 億 1, 0 8 3 万 5, 0 0 0 円、4 項出産育児諸費 1, 2 0 0 万 6, 0 0 0 円、3 項国民健康保険事業費納付金では 1 項医療給付費分が 6 億 5, 7 8 3 万 3, 0 0 0 円、2 項後期高齢者支援金等分が 2 億 1, 2 6 4 万 4, 0 0 0 円、3 項介護納付金分が 7, 9 6 4 万 8, 0 0 0 円、4 款保健事業費では 1 項特定健康診査等事業費 3, 4 1 3 万 9, 0 0 0 円、8 款予備費では 1 項予備費 1, 0 9 3 万 2, 0 0 0 円を計上いたしております。

議案第 9 号は、令和 7 年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算でございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5 2 8 万 4, 0 0 0 円計上するものでございます。

歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料の 1 項後期高齢者医療保険料 4 億 2, 0 3 7 万 7, 0 0 0 円、3 款繰入金の 1 項他会計繰入金 1 億 8, 3 8 8 万 7, 0 0 0 円を計上いたしております。

歳出の主なものは、1 款総務費では 1 項総務管理費 1, 4 4 1 万 3, 0 0 0 円、2 款後期高齢者医療広域連合納付金では 1 項後期高齢者医療広域連合納付金 5 億 8, 2 4 2 万 1, 0 0 0 円を計上いたしております。

議案第 1 0 号は、令和 7 年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてでございます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,507万9,000円計上するものでございます。

歳入の主なものは、1款使用料及び手数料の3項授業料1億1,745万4,000円、4款諸収入の2項受託事業収入1,675万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、1款学校費では1項学校管理費1億223万2,000円、2項事業費3,750万9,000円を計上いたしております。

議案第11号は、令和7年度うきは市簡易水道事業会計予算についてでございます。

収益的収入及び支出の予定額として、収入は、1款水道事業収入では1項営業収益952万2,000円、2項営業外収益5,463万6,000円を計上いたしております。

支出は、2款水道事業費用では1項営業費用5,278万9,000円、2項営業外費用866万7,000円、3項特別損失5万円、4項予備費100万円を計上いたしております。

資本的収入及び支出の予定額として、収入は、3款資本的収入では5項工事負担金65万円、支出は、4款資本的支出では1項建設改良費130万円、2項企業債償還金629万4,000円、9項予備費100万円を計上いたしております。

議案第12号は、令和7年度うきは市下水道事業会計予算でございます。

収益的収入及び支出の予定額として、収入は、1款下水道事業収益では1項営業収益4億9,410万5,000円、2項営業外収益8億1,696万円を計上いたしております。

支出は、2款下水道事業費用では1項営業費用11億3,547万1,000円、2項営業外費用1億4,324万8,000円、3項特別損失63万円、4項予備費1,200万円を計上いたしております。

資本的収入及び支出の予定額として、収入は、3款下水道事業資本的収入では1項企業債1億580万円、2項他会計出資金3億600万円、3項補助金等8,992万9,000円、4項負担金等1,087万6,000円を計上いたしております。

支出は、4款下水道事業資本的支出において1項建設改良費2億3,009万5,000円、2項企業債償還金6億1,949万7,000円、5項予備費1,110万円を計上いたしております。

議案第13号は、辺地に係る総合整備計画の変更についてでございます。

辺地に係る総合整備計画を変更することについて、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第14号は、うきは市道路線の認定についてであります。

うきは市道路線の認定2件について、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求める

ものでございます。

議案第 15 号は、市有財産の貸付けについてでございます。

市有財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 16 号は、うきは市地域公共交通計画の策定についてでございます。

地域公共交通計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第 14 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 17 号は、第 2 期健康うきは 21（うきは市健康増進計画）の策定についてでございます。

うきは市健康増進計画第 2 期健康うきは 21 を策定することについて、うきは市議会基本条例第 14 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 18 号は、うきは市こども計画の策定についてでございます。

こども計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第 14 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 19 号は、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更についてでございます。

福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の減少により、福岡県市町村職員退職手当組合規約を変更する必要があるため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 20 号は、うきは市宿泊税交付金基金条例の制定についてでございます。

うきは市の観光振興を図るため、地方自治法第 241 条第 1 項の規定に基づき、うきは市宿泊税交付金基金を設置するものでございます。

議案第 21 号は、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは市監査委員条例、うきは市下水道事業の設置等に関する条例及びうきは市簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第 22 号は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、うきは市個人情報保護に関する法律施行条例、うきは市職員の給与に関する条例及びうきは市消防団員の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２３号は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の改正に伴い、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例及びうきは市税条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２４号は、子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてでございます。

子ども・子育て支援法施行規則等の一部改正する内閣府令の施行に伴い、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及びうきは市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２５号は、うきは市町並み保存地区保存条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

機構改革に伴い、うきは市町並み保存地区保存条例及びうきは市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２６号は、うきは市居蔵の館の設置及び管理に関する条例の制定についてでございます。

機構改革に伴い、伝統的建造物群保存地区の保存及び住環境の整備を図り、個性的で魅力あるまちづくりを推進するため、居蔵の館の設置及び管理に関する条例の制定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２７号は、うきは市男女共同参画センター条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

機構改革に伴い、うきは市男女共同参画推進センター条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２８号は、うきは市社会教育集会所条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

機構改革に伴い、うきは市社会教育集会所条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第２９号は、うきは市青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定についてでございます。

子供・若者に関する施策を総合的に推進するため、福祉事務所が所管することも計画の策定に併せて、うきは市青少年問題協議会条例を廃止することについて、議会の議決を求めるものでござ

ざいます。

議案第30号は、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

青少年問題協議会の廃止に伴い、青少年問題協議会委員に係る報酬について、うきは市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号は、うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和5年4月1日施行のこども基本法に基づくうきは市こども計画の策定及びこども施策の適正かつ円滑な実施のため、うきは市子ども・子育て会議条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第32号は、うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公務員法の改正に伴い、職員の降給の事由及び手続を定めるため、うきは市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第33号は、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

超過勤務等の免除の対象となる子の範囲の拡大、子の看護休暇等の見直し及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整え、仕事と生活の両立支援の拡充を図るため、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第34号は、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

子の看護休暇等の見直し及び仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整え、仕事と生活の両立支援を拡充するために、うきは市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第35号は、うきは市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和6年人事院勧告を受けて、地域手当の支給を可能とするうきは市職員の給与に関する条例の改正に伴い、減給に係る地域手当の取扱いを整理するため、うきは市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第36号は、うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

令和6年人事院勧告を受けて、地域手当の支給を可能とするうきは市職員の給与に関する条例の改正に伴い、任期付短時間職員への地域手当の取扱いを整理するため、うきは市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第37号は、うきは市職員等旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

国内外の経済社会情勢の変化による国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、公費の適正な支出を図るため、うきは市職員等旅費に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第38号は、うきは市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスによる証明発行手数料を減額するため、うきは市手数料条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第39号は、うきは市行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律等に基づくシステムの移行及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律に伴う児童手当法の改正により、うきは市行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第40号は、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を求める条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、栄養士法が改正されたことに伴い、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第41号は、うきは市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

市営住宅の整備に伴い、うきは市営住宅管理条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第42号は、うきは市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部を改正する政令により、退職

報酬金額が改定されることとなっております。それに伴い、うきは市非常勤消防団員に係る退職補償金の支給に関する条例の一部を改正することについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第43号は、事業契約の締結についてでございます。

事業契約を締結するに当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、長くなりましたが、提案理由の概要につきまして御説明を申し上げました。各議案の内容説明につきましては、議題とされました際、担当課長より改めて御説明させていただきます。いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。長時間、御苦勞でございました。

日程第7. 委員会調査報告

○議長（江藤 芳光君） それでは次に、日程第7、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申出があつておりましたので、その調査報告を求めます。

それでは初めに、総務産業常任委員会の調査報告を求めます。9番、岩淵総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（岩淵 和明君） それでは、委員会の調査報告を行います。

令和6年第4回うきは市定例会において、閉会中の調査申出の所管事務調査を行いましたので、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、報告いたします。

総務産業常任委員会のほうは、皆さん、お手元の資料に書いてあるとおり2つあります。1つは市有林の実態に関する調査ということで1月に実施しております。

場所及び出席者等については、御覧いただければよろしいかと思います。

調査要旨については、うきは市の総面積の50%を占める森林面積5,929ヘクタールになりますけれども、市有林が363.67ヘクタールで6.1%を占めております。一方、市外にも174.36ヘクタールあり、その管理状況について現地視察を行い、なお、昨年4月に更新したうきは市森林整備計画について質疑を行いました。

主な意見、質疑の内容については記載のとおりでございますので、1ページから2、3ページにかけて書いておりますので、お読み取りいただくようお願いいたします。

所見についてですけれども、市外にある市有林については、令和3年から搬出、間伐などを行っております。そして、新たに植栽も実施しておりました。

視察したところは比較的緩やかな傾斜の団地であり、5歳級や12歳級に係る伐採計画を実施

している状況を確認しました。

その成果等については、成果表等にも書いてありますので、Q&Aのところに記載しておりますので、お読み取りいただければいいと思います。

改めて、木材は長い年月をかけて森林保育管理が必要な産業との認識を改めました。うきは市森林整備計画については、令和6年4月に更新で、豪雨災害頻発化及び災害環境を考慮した課題等を改めて加筆しておりますので、ぜひ議員の皆さんもお読み取りいただくようお願いしたいと思っております。

今回の調査質疑の中で、整備計画というよりは、指針ではないかという指摘もありました。また、その整備計画のほかに経営計画というのが、8つの自治協単位ぐらいのことになりますけども、森林の中の8つの経営計画がつくられております。改めてそういった内容を確認する必要もあるのかなというふうに思っております。予算決算についてどのように連動しているのか今後の調査課題というふうに考えております。

また、林産業の振興についてということで、小規模林業支援事業の周知の問題、それから活性化事業という、そういった事業も行っておりますので、その辺の関係の加工事業支援の在り方等について、今後、先進事例を学びながら、全体の計画性を持って実施できるよう改めて支援のほうには臨みたいというふうに思ってます。

それから調査2点目になりますけども、2月10日に地域おこし協力隊の活動成果及び今後の目標に関する調査ということで行いました。

場所及び出席者については、御確認いただければいいと思います。

調査要旨については、現在、14名の協力隊員が従事しております。令和7年3月でミッションを終了する職員が7名になります。議会として改めて成果を公表する機会を設けて、活動内容や困難など受け止めた上で、お礼と激励を兼ねて実施を行いました。

以下、それぞれのプランナーが発表した内容については、質疑については以下のとおりです。

成果の内容については、各議員の皆さんのタブレットのところにに入れておりますので、ぜひ資料も含めてお読み取りいただきたいというふうに思っております。

所見ですけれども、地域おこし協力隊の任務終了に当たり、隊員の方からはうきは市の行政地域は理解が非常にあって活動しやすいというふうなことが述べられておりました。協力隊員へ応募する際に、見知らぬ土地で、3年先の姿が見えない不安が非常に強いということも述べておりました。それぞれのミッションプランについて、幅広さを持たせて、地域で生活できる、協力隊はそこに移住という目的もあるわけですので、そういう生活できる可能性を模索する時間をくると、定住につながるのではないかとの声がありました。

うきは市は平成26年から事業を行って、令和7年3月末で累計35名が従事し、市内定住者

は23名、66%になります。全国平均が52%です。

活動のしやすさは感じるが、やはりその後の生活への不安のためか、市外転出が34%、全国は35%です。それから、行き先が不明という方も全国が12.5%ですけども、うきは市が17%と高い状況にあります。そういう意味では、3年後の若い世代の生活基盤を一時的にも安定させる支援の在り方が課題ではないかというふうに改めて考えます。

最後に、令和5年12月からOB・OGのネットワークが設立されていますが、ミッションのネットワーク化を図って、個人で事業を起こす方が非常に多いという状況にありますので、それが面展開で産業としてつなげられるような支援を検討することを改めて要望したいと思っております。

調査結果の報告については以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会の調査報告を求めます。2番、高木厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（高木亜希子君） 令和6年度第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申出の所管事務調査を行ったため、うきは市議会委員会条例第36条の規定により、以下のとおり御報告をさせていただきます。

テーマ1、今後のうきは市の教育に関する調査。調査期日、場所、出席者については御確認をお願いします。

調査目的。1月から「うきは市立小・中学校のあり方検討委員会」が設置され、浮羽町域の学校再編基本構想・基本計画に向けた検討が始まりました。所管する委員会として、学校再編事業、スクールバス及び部活動の実情を知り、見識を深めるために行いました。

調査要旨。学校再編検討事業、通学手段としてのスクールバス、部活動地域展開の状況、以上3点についてそれぞれ質疑応答を行いました。

質疑応答の内容については、4ページの半分ぐらいまでで記載しております。御確認をお願いいたします。

所見。ヒアリングを行う中で、浮羽町域の学校再編検討事業については、可能な限り情報の公開を適切かつ速やかに行うこと、また、地域住民、特に保護者世代の住民から意見聴取を丁寧に行い、信頼関係を築くことで、行政が一方的にリードする形ではなく、住民の意識醸成を図りな

がら、一つ一つ着実に進めていくことの重要性を強く感じました。

検討委員会には市議会からも2名の委員が選出されております。その上で、厚生文教常任委員会としても、住民、特に保護者世代の方々のニーズを収集し、構想に反映するように努めてまいりたいと思います。

スクールバスの利用については、山間部保護者から学校教育課へ中学生も混乗する要望が出ていたことを把握しております。イノシシや鹿などの頭数が増え、活動が活発化しており、保護者の送迎が当たり前になっている状況があります。義務教育期間における安全な通学手段の担保という観点から、早期の対応が必要ではないかと考えます。デマンド交通が実際に活用されるまでの期間においては、現行のスクールバスへ希望する生徒が混乗することは差し支えないと思います。教育委員会において早期に真剣な議論が行われることを希望いたします。

部活動の地域展開に当たっては、本市の場合、運営団体、実施主体者の確保、指導者の確保、保護者の経済的負担などの課題があり、当面は現状の方式での取組になるものと考えます。教職員の働き方改革と子供たちの健やかな成長を支えるための部活動を両立させることは非常に難しいですが、最終的には子供のための部活動の地域展開となることを願っています。そのためにも、今後の取組や議論の中に当事者である子供たち、そして保護者の意見が一層反映されるよう求めたいと思います。

先ほど、市長の説明でもスクールバスと部活動の指導員の件については触れていらっしやっただけで、改めて予算説明の際に確認をさせていただきたいと思います。

テーマ2、市内高校の支援策に関する調査。調査期日、場所、出席者については御確認をお願いいたします。

調査目的。市内唯一の高校である浮羽究真館高校在校生との意見交換を通じ、課題などの実態把握を行い、究真館高校並びに若者支援策を考察する。

調査要旨。高校生18名と市議会議員が3班に分かれ、グループディスカッションを行いました。テーマは「究真館高校をもっと魅力のある学校にするために行政に望むこと」、そして、「あなたが市長なら何をしたい」の2つです。

主な意見については、お読み取りをお願いいたします。

所見。一昨年、昨年と引き続き意見交換を行いました。連続して参加している生徒もいて、具体的な意見を発表することができるようになってきました。高校生のニーズが多岐にわたり、大変興味深いものでした。道路の安全対策など、中には市として対応すべきと思われる課題もあり、各所管課にはぜひ前向きな取組を希望いたします。

なお、複数の班で上がった高校生の共通のニーズとして、筑後吉井駅待合室における自習スペースの確保があります。JR九州の筑後エリアで確認をしたところ、これはJR久留米駅の駅

長の方にも確認いたしました。玉名市の玉名駅、それとみやま市の瀬高駅において、ＪＲ九州の協力の下、学校と自治体が協働で待合室に勉強スペースをつくるという先行事例があり、それぞれのまちづくりの枠組みの中で事業が実施されておりました。

本市においても、吉井町のまちづくりの一環で、学生との協働事業として取組を進めることは可能ではないでしょうか。教育とまちづくりが横断的に検討されることを期待いたします。

以上で御報告を終わります。

○議長（江藤 芳光君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。御苦労さまでした。

以上で厚生文教常任委員会の調査報告を終わります。

ここで、暫時休憩したいと思います。再開は１０時３５分とします。

午前１０時１７分休憩

午前１０時３５分再開

○議長（江藤 芳光君） 再開します。

日程第８．議案第１号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第８、議案第１号専決処分の承認を求めることについて（うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部改正について）を議題といたします。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（岡村 順子君） 学校教育課、岡村でございます。よろしくお願いいたします。

議案書１ページ、議案第１号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市少人数指導特別教員の給与等に関する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求める。令和７年２月２８日提出。うきは市長権藤英樹。

新旧対照表は１ページから６ページで、各号給の給与月額が記載されております。

議案書に戻りまして、このことにつきましては、令和６年１２月の福岡県議会において、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部が改正され、１２月２４日に公布されたことに伴い改正を行うもので、県費常勤講師との均衡を図るため、令和６年１２月２７日付で専決処分しましたので報告し、承認を求めるものです。

適用につきましては令和6年4月1日とし、差額は令和6年12月27日に支給しております。

説明は以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号につきましては委員会付託を省略したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

日程第9．議案第2号

○議長（江藤 芳光君） 日程第9、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（令和6年度うきは市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 企画財政課の高瀬でございます。よろしくお願いいたします。

議案書の8ページと9ページになります。議案書の読み上げにつきましては省略させていただきます。

この補正予算の専決処分につきましては、2月5日の全員協議会にて御説明申し上げましたように、国の方針の下、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の給付事業といたしまして、低所得の世帯に対して給付金を給付するものでございます。

給付対象者と給付金額につきましては、令和6年度の住民税課税が非課税である世帯に対して3万円の給付、加えてその対象となる世帯のうち18歳以下の児童生徒がいる世帯に対して、児童生徒1人当たり2万円の加算給付を行うものでございます。これらの給付を行うことによりま

して、物価高騰下における低所得世帯の経済的負担軽減を図ることを目的としております。

給付時期につきまして準備が出来次第、速やかに給付を行うことという国の方針もございまして、早急に取りかかる必要もあることから、地方自治法第179条の規定に基づきまして、専決処分を行ったものでございます。

それでは、予算書のほうに移らせていただきます。

専決第1号令和6年度うきは市一般会計補正予算（第8号）。

令和6年度うきは市の一般会計補正予算（第8号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,319万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ187億6,055万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正、第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。令和7年2月5日。うきは市長権藤英樹。

予算書の4ページになります。

第2表 繰越明許費の追加です。3款1項物価高騰支援給付金等1億361万4,000円、それから、3款2項物価高騰支援給付金958万5,000円、合計1億1,319万9,000円、補正額全額を次年度に繰り越しまして、年度をまたぎ実施していく事業でございます。

次に、歳出について説明いたします。8ページでございます。

3款1項12目臨時給付金事業費1億361万4,000円の増額補正でございます。住民税非課税の世帯に対する給付事業になります。主なものといたしましては、12節システム改修委託料100万円につきましては、支給対象者等の管理を行うシステムの改修費用でございます。

18節物価高騰支援給付金（住民税非課税世帯分）1億50万円につきましては、対象世帯3,350世帯に対しまして3万円の給付を行うものでございます。

続いて、9ページです。

3款2項1目児童福祉総務費958万5,000円の増額補正でございます。こちらは、住民税非課税世帯で18歳以下の児童生徒がいる世帯に対して加算給付を行う費用でございます。

18節物価高騰支援給付金（住民税非課税世帯こども加算分）940万円につきましては、470人分の児童生徒に対して2万円の加算給付を行うものでございます。

次に、給与費明細でございます。10ページになります。

一般職員分として時間外手当を30万円増額するものでございます。

続きまして、11ページです。

会計年度任用職員につきましては、報酬 75 万 2,000 円を含みます合計 86 万 1,000 円の補正額を計上するものでございます。

なお、人数の増減につきましては、現在雇用している職員が兼務することから、変動はございません。

続きまして、7 ページ、歳入でございます。

15 款 2 項 1 目総務費国庫補助金 1 億 1,319 万 9,000 円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございます。

説明は以上となります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9 番、岩淵議員。

○議員（9 番 岩淵 和明君） 物価高騰支援給付金についてでありますけれども、確認をしたい点があります。特に反対するものではありませんので。

対象となるのは非課税世帯ということになるわけですね。先ほども物価高騰に対する対策も課題というふうになってたというふうに思いますけれども、均等割を付加されている分があるかと思うんですけれども、そういった方々、または本人の責任に帰さない失業だとか倒産とかいったことだとか、あるいは病気で 1 月以降、例えば起算日が 12 月 13 日というふうになってますけれども、1 月以降、例えば病気で休職したとか、そういった方々と、御承知のとおり物価の高騰は家計調査の動向も含めて右肩上がりになってきている水準なわけですよ。そういう意味では、その辺の手当について、今回のこの事業そのものは反対はしないと先ほども言いましたけれども、そういったことへの対象に対する手だてについて何かお考えなのかどうか、ちょっと確認したいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 今回、専決でお示しさせていただきました給付事業につきましては、これは国の全国的な統一的な方針の下、非課税世帯に対しての給付事業ということになってまいります。

議員御質問の住民税均等割世帯に対しての給付等につきましては、市町村の独自メニューといえますか、推奨メニュー、こちらのほうで事業を実施するかどうかは市町村の判断というところになってきておりますので、その辺りにつきましては、今後、他市の状況等も参考にしながら、全体的な物価高騰対策に広がるような施策を実施したいということで考えておりますので、またその中で検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） それでは、ちょっとその辺も含めて、もう一回、改めて確認します。

今、別の資料で出されてたもので、対象となるのが３，３５０世帯、そして子供の数が４７０人というふうになっておりますけれども、総数で対象となる世帯人口も含めた数というのは分かるかどうか、ちょっと確認をしたいと思います。総人数の確認をしたいと思います。

それからもう一つは、支給までのスケジュールがどういうふうになっているのか、改めて確認をしたいと思います。

○議長（江藤 芳光君） 佐藤福祉事務所長。

○福祉事務所長（佐藤 重信君） 福祉事務所の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

先ほどの総人数につきましては、今回のシステムを実際動かすのが３月に入りまして実質の対象者の方を抽出しまして、そこで初めて人数が分かるところでございますので、現在のところ、総人数についてはまだ確認は取れておりません。

スケジュールにつきましては、先ほど申しましたように、システムのほうは２月末までで一応完了いたしますので、３月上旬に当たりまして対象者の整理、３月１０日以降に決定通知書、これは過去に、そういった給付金関係で支給実績がある方につきましては口座が把握できておりますので決定通知書の発送、また、それで実績がない方につきましては、申請書送付を予定しております。３月の中旬頃に口座の変更とか自体の受付を行いまして、３月２８日に口座が分かっている方につきましては、プッシュで振込を予定しております。残りの申請書の送付の方につきましては、随時受付しまして、随時お支払いしたいと考えております。

説明は以上です。

○議長（江藤 芳光君） よろしいですか。３回目、岩淵議員。

○議員（９番 岩淵 和明君） 分かりました。

今回、ちょっと国の補正予算が決まってから振込までに少し時間がかかっているのかなと、正直なところは思ってます。そういう意味では、なるべく早めに対応できるように改めてお願いしたいと思います。

１番目の話と併せて、最後をお願いでありますけれども、今後、うきは市独自にこういった計画をするのかということはこれから検討するというふうなことだろうというふうに思いますし、他市の状況によっても検討を含めてやっていこうということだろうと思います。そういう意味では、今回の３月の中身では、多分出ていないだろうと思うんですね。そういう意味では、先ほども言いましたけれども、福岡県の特に穀物を中心とした上がり方が異常な状況になります。ある生活保護を一部受けている方も含めて、何とかならないかという相談というか、話を受けております。そういう意味では、今後速やかな対応をできるのかどうか、その辺の所見をお尋ねしたいなとい

うふうに思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 企画財政課長。

○企画財政課長（高瀬 将嗣君） 貴重な御意見ありがとうございます。

これから先の物価高騰の支援策につきましては、まず今回の３月補正予算の中でも一部措置をさせていただいておるところでございます。

それから先の物価高騰対応の支援策につきましても、できれば６月の補正予算の中で幾つかお示しさせていただければというふうに思っております。その中でいろいろな御事情があられる方もいらっしゃると思いますけれども、我々といたしましては、幅広く市民の方に行き届くような、そのような施策をしていくというところで、今、いろいろ事業のほうを当たっているところでございますので、また新たな事業を取り組む際には、事前に議員の皆様にも御報告させていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第２号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

それでは採決します。本案を承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第２号は承認することに決しました。

日程第１０．議案第４号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第１０、議案第４号令和６年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第４号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 市民生活課、山崎でございます。

国保会計の補正予算書1ページをお開きください。

議案第4号令和6年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36億7,443万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年2月28日提出。うきは市長権藤英樹。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

4款1項1目保険給付費等交付金、1節普通交付金1億2,884万1,000円の減額補正でございます。療養給付費、療養費、高額療養費などに充てる財源として交付されておりますが、このうち療養給付費、高額療養費を実績に基づき減額するものでございます。

次に、7ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金774万3,000円の減額でございます。一般会計からの繰出金の減額によるものです。内訳といたしましては、保険基盤安定繰入金の保険税軽減分604万2,000円、保険者支援分149万9,000円、未就学児均等割保険税繰入金分7万円、産前産後保険税繰入金分18万2,000円の減額及び財政安定化支援事業繰入金5万円の増額になります。実績などによる県の決定などに基づくものになります。

次に、8ページになります。

8款3項1目一般被保険者第三者納付金464万6,000円の減額でございます。交通事故などの第三者行為による納付金を実績見込みにより減額するものでございます。

8款3項3目一般被保険者返納金223万円の増額でございます。実績見込みにより増額するものでございます。

続きまして、9ページの歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1億800万円の減額でございます。療養給付費の給付見込みにより減額するものになります。

次に、10ページをお願いします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費2,325万7,000円の減額になります。高額療養費の給付見込みにより減額するものになります。

次に、11ページをお願いいたします。

5款1項1目特定健康診査等事業費480万円の減額でございます。特定健診は住民健診により集団健診と医療機関での個別健診がございしますが、集団健診が健診日程が終了しておりますので、実績により減額するものになります。

次に、12ページをお願いいたします。

9款1項1目予備費294万3,000円の減額でございます。歳入歳出の財源調整によるものになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 幾つかお尋ねします。

一つは、7ページのところの軽減分についてですけども、軽減分については、7割、5割、2割のやつがあったと思うんですけども、予算または実績も含めてですけど、対象が減少したのかどうなのかというか、どういうふうなことでこの減額になったのか、7割、5割、2割のところはどういうふうに変わっているのか、改めてちょっと教えていただければありがたいというふうに思ってます。

それから、7ページの2節保険者支援分についてですけども、令和5年度の実績並みに予算は組んでいたというふうに思うんですけども、減額になりましたけれども、それが減少している理由をちょっと確認したいと思いますので、教えてもらえたらありがたいと思ってます。

それから、8ページですけども、一般保険者返納金というのが223万円、あんまりこの間、例年にない10万円とか20万円とかというぐらいあったと思うんですけども、今回多くなった理由をちょっと教えていただければ、お願いしたいと思います。

それから最後に、特定健診ですけども、令和6年度の受診率というのはどのくらいになっているのか、ちょっと確認したいと思いますので、教えてください。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） まず、1番目の軽減世帯の関係でよろしいですかね。こちらについては、県に求めているのによりますと、出している分になると、7割世帯が1,739世帯、5割が1,110世帯、2割が929世帯という形になっております。7割が1,739、5割が1,110、2割が929世帯。

支援分が減った分につきましては、被保険者数が減った分になります。

返納金が増えた分につきましては、今年度が過去に遡って社会保険とかに入った方が多数おられましたので、その分が、国保で受けてた分を社会保険のほうに請求して、その分を返納しても

らったという形とかがございましたので、返納金のほうが増えた形になっております。

それから受診率ですけれども、まだ個別健診のほうが出ておりませんが、1月27日現在で35.6%というふうになっております。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 先ほどの最初にお尋ねしたところは、世帯数ですけど、人数は分かかりますか。

○議長（江藤 芳光君） 山崎課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 人数まではちょっと把握しておりませんので、決算等で報告できればと思っております。

○議長（江藤 芳光君） ほかがございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第4号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第4号は可決することに決しました。

日程第11. 議案第5号

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第11、議案第5号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（山崎 穰君） 後期会計の補正予算書1ページをお開きください。

議案第5号令和6年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところ

による。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ840万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億7,418万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和7年2月28日提出。うきは市長権藤英樹。

次に、6ページをお願いいたします。

歳入でございます。

1款1項1目特別徴収保険料153万7,000円の増額でございます。現年度特別徴収保険料でございます。後期高齢者医療広域連合の資料により当初予算を計上しておりましたが、直近の調定額からの見込みにより増額するものがございます。

次に、2節現年度普通徴収保険料90万2,000円の増額でございます。特別徴収と同様に直近の調定額からの見込みにより増額するものになります。

2節滞納繰越分の普通徴収保険料は46万1,000円の増額でございます。徴収実績に基づき増額するものになります。

次に、7ページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金1,130万1,000円の減額でございます。後期高齢者広域連合からの通知に基づき保険基盤安定負担金1,277万1,000円の減額及び事務費などの141万円を増額するものになります。

続きまして、8ページの歳出でございます。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金840万1,000円の減額でございます。こちらは広域連合へ支払う納付金になります。広域連合からの通知に基づく保険基盤安定負担金の減額及び保険料の増額によるものになります。

説明は以上になります。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号につきましては委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決し

ました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第12、議案第6号

○議長（江藤 芳光君） 日程第12、議案第6号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

説明を求めます。水環境課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 水環境課の瀧内です。よろしくお願いいたします。

予算書の1ページをお開きください。

議案第6号令和6年度うきは市下水道事業会計補正予算（第4号）。

第1条、令和6年度うきは市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益2,000万円の増、計13億4,568万円。第2項営業外収益2,000万円の増、計8億5,589万2,000円。

支出、第2款下水道事業費用4,000万円の増、計13億3,855万4,000円。第2項営業外費用4,000万円の増、計1億7,667万7,000円。

第3条、補正予算（第3号）第3条本文括弧書きを「資本的収入額が資本的支出額に対する不足額3億7,724万7,000円は、当年度分損益勘定留保資金3億7,724万7,000円で補填するものとする」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第3款下水道事業資本的収入4,000万円の減、計16億1,241万1,000円。第2項他会計出資金3,200万円の減、計1億7,120万円。第3項補助金等800万円の減、計7億2,498万7,000円。令和7年2月28日提出。うきは市長権藤英樹。

2ページをお開きください。

補正予算実施計画です。先日の全員協議会で説明させていただいたものとなります。

初めに、今回の補正の概要について御説明いたします。

本年度、吉井浄化センター増設工事で消費税の支払いが大きくなるため、消費税の還付を予定しておりました。しかしながら、増設工事の繰越しに伴い、消費税の納付となる見込みとなり、その対応のため、補正を行うものです。

なお、この増減に伴い、一般会計からの繰入金について、3款の資本的収入から1款の収益的収入に組替えを行うものです。

収益的収入及び支出、収入、1款2項2目他会計補助金4,000万円の増。1款2項5目消費税及び地方消費税還付金2,000万円の減。

支出、2款2項2目消費税4,000万円の増。

資本的収入及び支出、収入、3款2項1目他会計出資金3,200万円の減。3款3項3目他会計補助金800万円の減。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（江藤 芳光君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はございませんか。9番、岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） ちょっと分からないので教えていただきたいと思ってます。

今回、消費税を納税しなければならないという理由でされてるということですが、今回の必要な額について、この間、決算のときにも出てたと思うんですけども、資本的収支なんかの補填に内部留保分とかというのを使っていたと思うんですが、そういうものの充当はできなかったのかどうかというのを、それができるのかどうかというのは法的には分からないんですけど、それをちょっと教えてもらいたいということと、それから資本的収支のところで3,200万円と800万円を戻しということですが、減額した分は後の処理というか、令和6年度の決算のときにどういうふうに処理するのかというのがちょっと分からないので、その辺もちょっと教えていただきたいなど。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 2つの御質問をいただきました。

まず、消費税の今回まず納付になっております。納付というのは予算で支出をします。支出をするためには、予算がないと支出ができません。ですので、今回、予算を計上しております。

議員さんおっしゃっていただきましたのが、いわゆる内部留保でございます。内部留保というのは、資金の余力としては持っておりますけど、それを使うためには、歳出予算がないと支出ができませんので、予算の計上が必要になるというのが1点目の御回答でございます。

それともう一つの、すみません、ちょっと頭が飛んでしまいまして、2つ目の御質問、もう一回よろしいですか。申し訳ございません。

○議長（江藤 芳光君） 岩淵議員。

○議員（9番 岩淵 和明君） 言いたかったのは、決算のときに内部留保を資本的収支のところに充填して、それを補填していつて決算を出してと思うんですけど、そういったものが、今回、資本的収支のところで減額するわけじゃないですか。それは決算の見込みとしてどうなるのかというのがちょっと分からなかったんで教えてほしいと。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今回、消費税は工事とかで支払う消費税が多くなると、結果的に払う消費が多くなると、最終的には還付という確定申告になってきますが、今回、制度の関係で繰越しとかが多くなりましたんで、納付ということになるんですけども、来年度、その分、還付のほうが大きくなってきます。2年間見れば結果は同じというような御回答でよろしいでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） 私も今の内容がちょっとよく理解できないんですけど、今回というのは11億円の工事が繰越しと、7億円の。今年度の予算で繰り越され、そして次年度すると思うんですけど、その還付というか、そのお金というのは令和7年度で決算で上がるというような形になるのか、何かそこら辺がよく理解ができないというか、他会計の予算を扱わなければならないと、補助金と投資のほうですかね、出資金を変更せないかん。7億円の繰越しの工事が完了したときにはどげんなるとやろうかというのがちょっと理解できんもんで、質問させてもらったんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） なるべく、今、見ていただいている実施計画のほうに基づいて申しますと、令和6年度の決算のときには、今、皆様方が見ていただいております収入とか支出の数字がもちろんベースとなって決算となってまいります。ですので、すみません、なかなか説明がちょっとしづらいんですけども、今、現に見ていただいております金額に基づいて決算書が出来上がってまいります。先ほど申しましたような繰越しの関係とかで還付とかになる関係で、令和7年度のほうにも今回の動きというのが影響はしてくるんですけども、いずれにいたしましても、この予算に基づいて決算が出されていきますので、そこら辺でまた読み取りができるように、決算の折に御説明ができればと思います。

以上でございます。

○議長（江藤 芳光君） 組坂議員。

○議員（5番 組坂 公明君） よく理解ができないんですけど、勉強不足で申し訳ございません。令和7年度でも調整すると。令和6年度の繰越金は令和6年度の決算できちっと精算せんといかんやないんですか。令和7年度でそれを調整するというのがよく理解できないんですけど。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 令和6年度の繰越しということは、令和6年度で出ていくお金が少なくなるということでございます。令和7年度のほうに繰り越された予算で令和7年度の支出が多くなって、払う消費税が大きくなってきます。払う消費税が大きくなった結果、還付が大きくなるということで、その動きのほうは反映できるということでお酌み取りいただければと思います。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 1点のみ確認をお願いさせていただきます。

1ページの資本金収入及び支出の補正で、第3条の最後のところに当年度分損益勘定留保資金とありますが、これはこの議案書の中のどこにあって、総額幾らなのかお尋ねいたします。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 今、お配りしている議案書にそのものの数字はないんですけれども、減価償却費と長期前受金戻入という項目の差額が3億8,265万8,000円となります。その分が当年度損益勘定留保資金ということでございます。減価償却費というのが予算上の費用ではあるんですけど、実質、現金の支出を伴わない費用ということです。一方で、長期前受金戻入というのが、過去の国の補助金とかを年度年度案分している分で、その分も今年お金が入ってきているわけじゃないんですけれども、計上するということです。それ分が本年度のいわゆる会計上の余力となっているというような認識でございます。

以上でございます。

○議員（8番 竹永 茂美君） もう一回、数字をお願いします。

○水環境課長（瀧内 宏治君） 当年度損益勘定留保資金が3億8,265万8,000円です。

○議長（江藤 芳光君） 8番、竹永議員。

○議員（8番 竹永 茂美君） 今のことが分かるように、これから先、資料を2ページの後に付けていただくことはできないのでしょうか。

○議長（江藤 芳光君） 瀧内課長。

○水環境課長（瀧内 宏治君） どうしても予算書の様式がありますので、ここにはちょっと難しいんですけど、全協で配付させていただいてる資料に盛り込ませていただこうと思います。

以上です。

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしでよろしゅうございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませ

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第 6 号は可決することに決しました。

日程第 13. 予算特別委員会の設置について

○議長（江藤 芳光君） それでは、今日の予定の議案は以上でございまして、日程第 13、予算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りします。議案第 7 号令和 7 年度うきは市一般会計予算、議案第 8 号令和 7 年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第 9 号令和 7 年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第 10 号令和 7 年度うきは市立自動車学校特別会計予算、議案第 11 号令和 7 年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第 12 号令和 7 年度うきは市下水道事業会計予算、この審議を行うため、議員全員による予算特別委員会を設置したいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議員全員による特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出につきましては、議長の指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定いたしました。

それでは、予算特別委員会の委員長に 13 番、熊懷和明議員、副委員長に 9 番、岩淵和明議員を指名して決定いたします。

日程第 14. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（江藤 芳光君） 次に、日程第14、予算特別委員会への議案審査付託を議題といたします。

お諮りします。議案第7号令和7年度うきは市一般会計予算、議案第8号令和7年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算、議案第9号令和7年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算、議案第10号令和7年度うきは市立自動車学校特別会計予算、議案第11号令和7年度うきは市簡易水道事業会計予算、議案第12号令和7年度うきは市下水道事業会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（江藤 芳光君） 御異議なしと認めます。したがって、議案第7号から議案第12号を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

○議長（江藤 芳光君） 以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

連絡します。明日3月1日から3月2日までは休会とし、3月3日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上であります。本日はこれで散会いたします。

○事務局長（浦 聖子君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午前11時22分散会
